

(続紙 1)

京都大学	博士（ 教育学 ）	氏名	石川 裕之
論文題目	韓国における才能教育制度の構造と機能に関する研究		
（論文内容の要旨） 本論文は韓国における才能教育制度の展開を歴史的にとらえ、その諸活動が持つ理念と、それが実際に社会において果たしている機能との乖離をマクロレベルから分析した論文である。韓国においては、同年齢層の大半が大学入試まで決定的な選抜を経験しないという、極めて平等主義的な「平準化」政策が30年以上にわたって実施され、大学進学率も80%を越えて世界最高水準に達している。筆者は韓国は世界でもまれにみるほどの教育の機会均等化が達成された国であるとしている。 一方で、特定分野において卓越した能力と適性を示す少数の才能児を選び出し、恵まれた環境の下で特別な教育を提供するという、才能教育学校やプログラムが並行して存在し、選抜的で分離的な形態を中心に各地で急速に発展している。本論文は、なぜ韓国の教育は平等主義的な面と選抜主義的な面の両極端な側面を合わせ持っているのか、そして平等主義的な面と選抜主義的な面にはどのような関係性があるのかについて検討することをその中心課題とした。 筆者は韓国の才能教育の展開を歴史的に、包括的に詳細に検討することにより、その全体像を明かにし、それらがどのような歴史的背景から登場して、どのような過程をたどって発展し、いかなる特徴と問題点を持つのかについて分析を行った。またこうした平等主義的イデオロギーと選抜主義的イデオロギーの併存の背景には、その根底に相互依存と補完の関係があることを明かにした。 第1章では、一般学校教育制度に「平準化」政策が実施される背景とその具体的手続きを示し、その選抜システムと進学ルートの変遷を論述した。また1969年の中学校で無試験抽選進学制度導入、1974年の高校「平準化」政策導入の経緯を明らかにし、それがなぜ一般的に支持されたかについて考察した。また学校別入試の禁止と学群制に基づく入学者の抽選・配定を骨子とする「平準化」制度の特徴を検討し、その問題点とそれへの対応について論証した。 第2章では、才能教育制度が登場した背景と初期の選抜システムについて明らかにした。韓国の才能教育制度の歴史は、1983年の科学高校の設立に始まるが、その実現には、通常の「国際間の高級頭脳競争への準備」という目的に加えて、「平準化政策の副作用の補完」という目的が必要であったことを示した。筆者は「平準化」政策の副作用が問題になり始めた70年代後半に、その補完という大義名分を手に入れたことが、科学高校の設立、すなわち才能教育制度の登場に決定的な役割を果たしたと分析している。			

(続紙 2)

第3章では、90年代に才能教育の構造が変容していった過程と、その制度的・政策的背景について考察した。この時期、才能教育機関である科学高校が受験名門校化するという副作用が深刻化した。科学高校卒業生が一般高校からの進学を圧迫することが、社会から強い批判を受け、政府は1999年度からその優遇措置を廃止したことなどから、才能教育機関が本来の科学的・創造的人材の養成から逸脱し、受験名門校化しやすい危険性があることを論証した。

第4章では、2000年に制定された「英才教育振興法」の内容を検討し、新たな才能教育制度の構築とその理念的特徴について明らかにした。まず「英才教育振興法」に示された才能教育の公的定義を分析し、その主要なモデルとなったアメリカの「マーランド報告」等と比較し、韓国の「英才教育振興法」には、優れた才能の生得性の強調、才能児の国家への寄与の明示、特定分野のスペシャリスト養成への志向といった特徴がみられることを示した。

第5章では、2000年代以降の複合化した選抜システムの特徴と機能について明らかにした。2003年には釜山の科学英才学校が、新たなノーベル賞級の科学的・創造的人材の養成を目的として、科目入学試験を完全に廃したキャンプ式入試や、無学年単位制を導入して設立された。大学なみの充実したインフラ施設を持ち、名門大学への協約を通じた無試験進学制度を導入したことで、科学高校の上位に位置する、才能教育の階層構造が出現したと見ている。

第6章では、韓国の才能教育におけるアクセラレーション（促進教育）が果たす機能について、特に高校早期卒業、大学早期入学制度に焦点を当て、現地調査の結果をふまえて検討した。年齢主義の意識の強い韓国において、学年を飛び越える飛び級などのアクセラレーションが導入されたメカニズムや需要、そして、それが教育の現場にどのような影響を与えているのかについて分析した。

結論として本論は次のような韓国の才能教育の機能を検出した。まず（1）韓国では「平準化」政策により、高度に分化したマンパワーの育成が困難になる可能性があり、それを補完している点。次に（2）韓国社会に顕著な競争・選抜・序列化のエネルギーをガス抜きしている点。さらに（3）優秀な人材を、序列化によって上級専門職や政治家につなげるのではなく、数学・科学分野に導く誘導的な機能を持っている点。（4）そして最後に、独立した学校や放課後クラスなど、一般の児童・生徒と高度に隔離したシステムによって、二つのルートの社会的な格差や不公平感を不可視化している点があると結論した。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 wordsで作成し審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は韓国における才能教育の諸活動が持つ理念と、それが実際に社会において果たしている機能との乖離を歴史的に分析した論文である。韓国の教育制度は全く異なる二つの顔を持っており、それはひとつには主要地域の中学と高校への進学において、公立私立を区別せず、筆記試験を否定し、学校群内における無選抜抽選による進学校配当を行う、いわゆる「平準化」政策、そしてもうひとつは僅かな人口を選別して、隔離的な恵まれた環境で科学的・創造的人材の育成を行う才能教育諸学校の存在である。

筆者はこの全く異なる教育理念が一つの教育制度のなかに併存し、長期にわたって国民に支持されているメカニズムを、平等主義イデオロギーと選抜主義イデオロギーの相互補完という概念で説明した。またその背景に、韓国社会には一般に「教育熱」と呼ばれる競争・選別・序列化を指向する強烈な圧力があり、それをコントロールすることが歴代教育部の大きな役割としてあり、両政策はその表裏一体をなすものであることを明らかにした。

本論文は、比較教育学、教育制度学、才能教育学、教育政策学などの分野において、次のような学術的側面に関して、顕著な価値を持つ論文であると認められる。すなわち、第一に、これまで断片的に研究が行われ、議論されてきた韓国の才能教育制度について、60年代から今日に至るまでの長期的かつ包括的な制度の全貌を明らかにしたこと。

第二に、これまで別個のテーマとして論じられてきた「平準化」政策の下にある一般教育制度と、才能教育に属する学校制度・プログラムを関連づけて論じ、その相互依存のメカニズムを明らかにしたこと。

第三に、一般に「平準化」と呼ばれる政策を韓国社会が支持する背景と、その弊害に対する対応策の詳細について、綿密な論証を行ったこと。

第四に、1980年代の最初の才能教育学校である、科学高校が設置される際に、「国際間の高級頭脳競争への準備」という目的のみではなく、「平準化政策の副作用を緩和する」というもうひとつの大義名分が必要であったことを明らかにしたこと。

第五に、こうした科学的・創造的人材の養成を目的として設立された学校が、過熱化する大学受験競争のなかに次第に取り込まれ、名門大学への進学に有利な

(続紙 4)

受験校へと変遷してゆく過程を描き、才能教育機関が宿命的に持つ、選抜機能と才能育成機能の矛盾（両立の難しさ）を明らかにしたこと。

第六に、2000年に策定された「英才教育振興法」に基づき、韓国の才能教育システムが多様化・重層化する状況を明かにし、その予算措置や教師の負担の問題を検討したこと。

第七に、同法により2003年、新たなタイプの才能教育高校が設立されたが、受験システムから隔離するための、学科試験を排除したキャンプ式入試や、無学年単位制カリキュラム、受験勉強をさせないための無試験進学協定など、創造性開花支援プログラムの詳細を、訪問観察や関係者へのインタビュー調査から明らかにしたこと。

第八に、韓国の才能教育制度の展開により、一部の児童・生徒に莫大な教育投資が行われ、教育格差が拡大しつつある現実を示しながら、それが分離・隔離型才能教育システムによって一般社会から見えにくくなっているメカニズムを解明したこと。

第九に、こうした韓国の才能教育の大規模な展開が、ながらくその本格的採用を保留してきた日本社会に対して、そのメリットとデメリットを明示することによって、将来的な政策研究の基礎を提供したこと。

以上のように本論文は独創性に満ちた優れた論文であるが、試問の過程で以下のような問題点も指摘された。第一に、韓国の平等主義イデオロギーと選抜主義イデオロギーを支えている社会階層や、その思想的潮流、理念的指導者などの背景が十分に議論しつくされていない点があること。第二に、韓国の教育熱を「競争・選抜・序列化を志向するエネルギー」と定義しているが、同様に教育熱の高い日本との違いが十分に説明されていない点。また、第三に、儒教的伝統に基づく年齢主義の影響が非常に強い韓国において、学年を飛び越えて進学・進級する飛び級や早期入学が、なぜ盛んであるのか、特に一般大学での現状について論証が十分ではないこと、などが指摘された。

このように本論文には今後の課題を残すものの、それらは本論文の本質的な意義を否定するものではない。筆者は口頭試験では上記の指摘に的確に応答し、今後の研究課題としてさらなる研究を進める意思を表明している。よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成22年2月9日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降